

# 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

## 1 現年度分

### (1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成30年度			令和元年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
町税	町税	総務部税務課	99.6	99.7	16,101,669	346	99.6
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
幼稚園使用料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	99.5	20,700	6	100.0
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	60.6	5.2	2,087,258	3	24.7
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	100.0	95.9	360,695	2	33.3
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	100.0	0	0	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.2	436,900	4	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	100.0	0	0	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.1	49,000	4	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	59.2	64,600	3	100.0

(※1)

※1 「町税」(債権名)とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

※2 平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権

(※2)

※3 平成30年9月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る返還金は、非強制徴収公債権

(※3)

(※4)

※4 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権(一部例外あり)

※5 平成31年4月1日以降は、公営企業会計

### (2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成30年度			令和元年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	95.7	96.9	20,510,434	232	96.4
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.8	99.9	881,866	29	99.8
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.3	99.6	2,335,130	82	99.3
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	99.0	98.9	79,640	3	99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	97.8	79.2	87,114,837	13,928	80.0

(※5)

(※5)

(5月31日現在 実績徴収率97.9% 滞納額8,906,213円(442人))

### (3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成30年度			令和元年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
水道料金	私債権	上下水道部業務課	91.2	90.9	47,749,376	13,528	91.0

(5月31日現在 実績徴収率99.6% 滞納額2,295,231円(481人))

備考 公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間(☆)がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

☆ 年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 2 滞納繰越分

#### (1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成30年度						令和元年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 264,876,504	円 25,428,144	% 9.6	円 35,430,965	% 13.4	円 2,346,697	円 243,200,511	円 23,104,049	% 9.5
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	5,081,950	1,260,780	24.8	2,339,290	46.0	0	2,742,660	1,198,190	43.7
幼稚園使用料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	13,000	13,000	100.0	0	0.0	13,000	—	—	—
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	—	—	—	—	—	—	—	—	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	27,000	27,000	100.0	21,600	80.0	0	26,100	26,100	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	1,771,563	375,824	21.2	71,000	4.0	0	1,700,563	480,824	28.3
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	246,880	181,880	73.7	156,880	63.5	0	2,177,258	575,300	26.4
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	525,905	374,259	71.2	349,259	66.4	0	537,341	232,446	43.3
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	905,000	905,000	100.0	837,800	92.6	0	504,100	504,100	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	28,000	28,000	100.0	28,000	100.0	0	—	—	—
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	66,500	66,500	100.0	63,000	94.7	0	52,500	52,500	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	1,784,000	984,000	55.2	151,400	8.5	22,000	1,675,200	757,000	45.2
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0.0	0	21,785	21,785	100.0

※ 生活保護法78条徴収金の非強制徴収公債権は、平成26年6月30日以前に町長が支弁した保護費に係る債権

#### (2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成30年度						令和元年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	円 69,859,218	円 20,000,000	% 28.6	円 19,190,520	% 27.5	円 5,094,550	円 66,084,582	円 18,200,000	% 27.5
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	1,914,800	938,252	49.0	793,551	41.4	485,237	1,517,878	756,285	49.8
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	4,263,860	1,186,369	27.8	881,050	20.7	1,410,570	4,307,370	1,191,309	27.7
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	547,250	57,000	10.4	38,520	7.0	0	588,370	101,480	17.2
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	9,440,735	8,968,700	95.0	9,162,713	97.1	31,497	87,361,362	85,614,135	98.0

#### (3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	平成30年度						令和元年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 48,245,756	円 47,280,840	% 98.0	円 47,533,959	% 98.5	円 68,238	円 48,392,935	円 47,667,041	% 98.5

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町税〔町税〕（総務部税務課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。 また、毎月、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。 さらに、早期解決を図るため、財産調査や処分等を実施した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。 また、財産調査や処分等で早期解決に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分の停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、高額滞納者案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。 また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行する。</p>

##### ○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、電話等での納付指導を徹底して行い（納付管理をしていない方の保護者にも行い）、納付意識の向上に努めた。これらにより、滞納が生じた場合も、短期、少額のうちに徴収することができ、前年度に続いて、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 昨年度と同様に、必要に応じて、早期の段階で電話等による催告又は納付指導を行うとともに、悪質と認める場合には、現年度中の滞納処分の執行を視野に入れて、滞納の未然防止及び早期徴収に努める。 また、残高不足による口座振替の不能件数を減らす方策として、併せて、啓発チラシ等による保護者の意識付けを図る。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に納付計画及び収支状況等を申告させるとともに、金融機関及び勤務先に預貯金及び給与の調査を行った。また、分納管理を徹底するとともに、随時、残高の通知や繰上納付の督促を行うことにより、滞納者の納付意識の向上及び資力に応じた回収に努めた。この結果、残る10世帯中4世帯について全額回収することができ、さらに、最高額滞納者からも、ほぼ全額の回収を果たすことができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 長期債権もあるため、一日でも早く全額回収することを念頭に、引き続き、分納管理の徹底、滞納者の積極的納付の意識付け及び資力に応じた回収（預貯金及び給与以外の財産の調査の検討を含む。）を行っていく。また、回収の取組に加え、法令上、整理をすることが適当であると認められる債権については、これを適切に整理することにより、債権管理の一層の適正化を図る。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

#### ○幼稚園使用料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、電話等での納付指導を徹底して行い（納付管理をしていない方の保護者にも行い）、納付意識の向上に努めた。これらにより、滞納が生じた場合も、短期、少額のうちに徴収することができ、前年度に続いて、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 昨年度と同様に、必要に応じて、早期の段階で電話等による催告又は納付指導を行うとともに、悪質と認める場合には、入園許可の取消し（平成30年度に規則化）を視野に入れて、滞納の未然防止及び早期徴収に努める。 また、残高不足による口座振替の不能件数を減らす方策として、併せて、啓発チラシ等による保護者の意識付けを図る。</p>
<p>【滞納繰越分】 残る1世帯の滞納者（父）に対し、居所調査を都度行って、文書催告により回収に努めたものの、遠隔地を転々としていたために、納付交渉ができなかった。また、調査権等がなく、滞納額も少額であったことから、財産調査や強制執行をすることができず、時効の中断措置を執ることもできなかった。このため、時効期間の満了により債権が消滅し、不納欠損となった。</p>	<p>【滞納繰越分】</p>

#### ○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、電話等での納付指導を徹底して行い（納付管理をしていない方の保護者にも行い）、納付意識の向上に努めた。これらにより、滞納が生じた場合も、短期、少額のうちに徴収することができ、前年度に続いて、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 昨年度と同様に、必要に応じて、早期の段階で電話等による催告又は納付指導を行うとともに、悪質と認める場合には、入室許可の取消しを視野に入れて、滞納の未然防止及び早期徴収に努める。 また、残高不足による口座振替の不能件数を減らす方策として、併せて、啓発チラシ等による保護者の意識付けを図る。</p>
<p>【滞納繰越分】</p>	<p>【滞納繰越分】</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<b>【現年度分】</b> 平成29年度99.6%、平成30年度99.5%と、高水準を維持しており、今後も適正な徴収に努める。	<b>【現年度分】</b> 適切な徴収に努め、全額徴収を目指す。
<b>【滞納繰越分】</b> 平成30年度に納付のあった分を除き、滞納者1名となっている。今後も臨戸徴収を行うなど適正な徴収に努める。	<b>【滞納繰越分】</b> 隔月で、居住者宅を訪問し督促を行う。 また、全額一括回収が難しい場合は、分納誓約させ確実な回収に努める。

##### ○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<b>【現年度分】</b> (This cell is crossed out with a diagonal line)	<b>【現年度分】</b> (This cell is crossed out with a diagonal line)
<b>【滞納繰越分】</b> ・4件の滞納繰越のうち、2件は分割納付継続中である。電話や訪問を行ったものの、2件については全く納付がなかった。	<b>【滞納繰越分】</b> ・納付状況を毎月確認し、滞納があれば早急に電話や訪問により督促を実施する。 ・平成30年度に納付が全くなかった2件については、支払督促申立を実施予定である。

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<b>【現年度分】</b> ・4件の新規設定を行い、1件は完納に至った。3件が分割納付継続中である。	<b>【現年度分】</b> ・分割で納付している者については納付状況を毎月確認し、滞納があれば早急に電話や訪問により督促する。
<b>【滞納繰越分】</b> ・3件の債権のうち、2件は完納に至った。1件は分割納付継続中である。	<b>【滞納繰越分】</b> ・電話や訪問による督促を強化のうえ、納付がなければ差押え手続きを開始する。

##### ○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<b>【現年度分】</b> ・24件の新規設定を行い、22件が完納となった。 ・残り2件については分割納付継続中である。	<b>【現年度分】</b> ・分割で納付している者については納付状況を毎月確認し、滞納があれば早急に電話や訪問により督促する。
<b>【滞納繰越分】</b> ・7件の債権のうち5件が完納、2件について分割納付継続中である。	<b>【滞納繰越分】</b> ・分割で納付している者については納付状況を毎月確認し、滞納があれば早急に電話や訪問により督促を実施する。

##### ○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2件の新規設定を行いすべて一括返済により完納となった。</li> </ul>	<p>【現年度分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権が発生した際には早期回収に努める。</li> </ul>
<p>【滞納繰越分】</p>	<p>【滞納繰越分】</p>

#### ○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p> <p>毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。ただし、平成23年度に実績徴収率100%を達成したものの、その後は100%に至っていない。</p>	<p>【現年度分】</p> <p>毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】</p> <p>毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、分納誓約書による納付指導も行った結果、実績回収率92%を達成している。</p>	<p>【滞納繰越分】</p> <p>毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。 なお、滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行う。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率100%を達成している。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p>【滞納繰越分】</p>

##### ○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%以上を達成している。ただし、平成23年度に実績徴収率100%を達成したものの、その後は100%に至っていない。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、分納誓約書による納付指導も行った結果、実績回収率94%を達成している。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。 なお、滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行う。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (1) 一般会計

##### ○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 返還の滞っている1名に対し臨戸訪問を行ったが、債権回収には至らなかった。 他の者に対しては電話等により督促を行い、1名の完済を達成し、残りの者についても一部の債権回収を行った。</p>	<p>【現年度分】 滞納が生じないように、返還の進捗を見つつ、納付が見られない場合は電話等で催告を行う。 滞納が著しいものについては、電話・訪問による催告、及び保証人への催告を行う。</p>
<p>【滞納繰越分】 返還の滞っている者に対し来庁を促したところ、2名が来庁。教育委員会執務室内において協議を行ったところ、1名の一部債権回収につながった。 他の取組として、電話による督促や色付き封筒による納付書送付等を行ったところ、2名の者が完済した。</p>	<p>【滞納繰越分】 分納誓約通りの返還を行っている者については、返還の進捗を見つつ、納付をしない場合については電話等で催告を行う。 滞納の著しい者については、電話・訪問による催告、及び保証人への催告を行う。</p>

##### ○常任委員会等録音物反訳業務違約金〔私債権〕（議会事務局議会総務課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p>	<p>【現年度分】</p>
<p>【滞納繰越分】 平成29年3月1日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

##### ○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 滞納者との納付相談の際には、現年度分納付と並行して滞納額を解消する納付計画を前提として折衝を行った。その結果、実績徴収率が96.88%と高い水準を維持し、平成29年度と比べて0.03ポイント上昇した。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないよう努める。上半期の高額現年度分未納者に対しては、早期に財産調査を開始し、年度内の滞納処分を実施する。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 毎月の督促に加えて、年4回の催告状の送付を実施した。 2名の徴収支援員の配置によって、滞納者全件の財産調査、資力が確認できた世帯に対して積極的に徴収業務が実現できた。 資格喪失手続きをしないまま社会保険に加入した者の資格整理を行った結果、滞納調定額が減少し、実績回収率は昨年度から2.3ポイント上昇した。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 引き続き徴収支援員を2人任用しており、滞納世帯の財産調査結果を精査し、資力のある世帯については滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていく。 また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化を試みる。</p>

##### ○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p><b>【現年度分】</b> 後期高齢者医療は徴収方法が原則は特別徴収である。しかしながら、年齢到達により新規資格取得する被保険者の中で、特別徴収に切り替わるまでの普通徴収期間に滞納が発生するケースが散見される。当該滞納をいかに減らすかが現年分の徴収率改善の課題である。 従前より対策として、被保険者証送付時に口座振替の勧奨の実施等を行ったが、今年度より、他市の徴収改善事例を参考にして、納付期日未納者に納付勧奨通知を送付する取扱いを開始した。結果として徴収率99.91%となり、前年度比0.02ポイント改善した。</p>	<p><b>【現年度分】</b> 引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、納付期日未納者に納付勧奨通知を送付するなど、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を 방지、滞納保険料を発生させないよう努める。 上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、徴収率の維持及び改善に努める。</p>
<p><b>【滞納繰越分】</b> 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押え予告および預金差押えを行い、結果として、徴収率は41.44%となった。目標を7.56ポイント下回る結果となったが、資力の面で即時徴収を求めることが困難な滞納者の比率が上昇したことが要因である。 滞納処分について、預金差押えのみでは限界であると反省する一年であった。打開策として、給与や年金への差押え等滞納処分の選択肢を拡充することが課題と認識するに至った。</p>	<p><b>【滞納繰越分】</b> 今年度においても、催告書及び差押え予告書の送付、差し押さえの回数にこだわり、資力のある滞納者に対しては、毅然とした態度で対応し徴収を進める。 また、国民健康保険・介護保険の徴収とも密接に関わっていることから、各担当職員と密に情報交換を行いながら、連携を図るとともに、課全体で徴収率が改善できるよう尽力していく。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

##### ○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 保険料の納付が確認できない場合は督促状を毎月送付し、それでも納付されない場合には催告書を送付することで保険料の納付を促した。また、資力の状態によっては、差押えを行う旨の通知を发出し更なる徴収率の向上を図った。 結果として、前年度と同様の実績徴収率となり、目標徴収率を0.3<sup>㊦</sup>ポイント上回ることができた。</p>	<p>【現年度分】 前年度は、催告書の送付時期を見直すことで、現年度の収納率の上昇を図った。今年度においても前年度と同様の対応を行う。また、窓口や印刷物の送付により、介護保険制度が相互扶助で成り立っていることや保険料を納付書で納めている者に対して口座振替への切替の勧奨を行う。 なお、給付制限のかかる可能性のある者については、電話による納付勧奨を行い、保険料の納付を促す。</p>
<p>【滞納繰越分】 おおむね四半期ごとの年4回催告書を送付した。また、年金受給月に保険料の納付が見込める傾向にあることから、偶数月に発送し保険料の納付を促した。 徴収支援員の配置によって、滞納者全員の財産調査を実施し、資力が確認できた滞納者に対して、積極的な徴収業務を行った。 しかしながら、資力のある滞納者が減少しており、実績回収率は前年度から6.4<sup>㊦</sup>ポイント低下し20.7%となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月送付している督促状に加えて、催告書を年4回送付し自主納付を促す。 また、税や国民健康保険等の他の徴収担当職員や徴収支援員と連携し、前年度に引き続き滞納者全員に財産調査を行い、資力を確認したうえで、徴収活動を行う。</p>

##### ○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、納付書の定期的な送付などを実施したが、目標徴収率に達することができなかった。</p>	<p>【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 督促状及び催告書の送付を実施し、滞納者と直接交渉をし滞納繰越分の圧縮に努めたが、目標徴収率に達することができなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、催告書の送付を実施し、また滞納者の実態調査に努め、滞納繰越分の圧縮に努めることとする。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (2) 特別会計

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めた。なお、平成30年度は公営企業会計移行による打切り決算により、出納整理期間中に収納すべき下水道使用料が計上されないため、目標徴収率を大きく下回った。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努め、目標徴収と比べ2.1ポイント上昇した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>

## 令和元年度徴収計画／平成30年度実施状況

### 3 取組評価等

#### (3) 公営企業会計

##### ○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

平成30年度における取組の評価	令和元年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めてきたが、目標徴収率と比べ、0.3ポイント低くなった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付、給水停止にあわせて徴収を実施し、前年度と比べ、0.5ポイント上昇することができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>